

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年10月20日時点

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

👉クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由度高く活用することが可能です	【中小企業】緊急事態措置区域 又はまん延防止等重点措置地域(休業・2時までの営業時間) ：赤上高に応じて1日3～10万円等 ※まん延防止等重点措置地域において、概算内規程の半額に 基づき、第三者施設等に2時までの時短を求めた場合、 赤上高に応じて1日25～75万円 それ以外の地域(緊急事態措置区域、非緊急事態区域)は2時まで ：時短要請を行う場合には 赤上高に応じて1日2.5～7.5万円 【大企業】時短要請を行う場合には赤上高減額に応じて 1日最大20万円(中小企業も選択可能) (注1) 酒類提供自粛が長期に及んでおり、酒類の提供自粛が飲食店の経営に 与える影響が大きいこと等を踏まえ、緊急事態措置区域、まん延防止等 重点措置地域又は時短要請適用における飲食店に対し、協力金の半額 給付等を実施。 (注2) 詳細はリンク先のHPをご確認ください。	お近くの都道府県の窓口まで	観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 【経営力強化サポートプログラム】 10月31日公募受付締切	宿泊事業者の経営改善や収益力向上を支援 課題に応じた研修訓練の受講(無料)や、施設の設備投資に係る支援(1/3上限150万円)	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業事務局 03-6633-3837 (受付時間：日祝を除く9:30～18:00)
緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業外出自粛等の影響により売上が減少	月次支援金の支給 6/16申請受付開始 ※緊急事態宣言が解除された都道府県において時短営業等の要請が行われることに鑑み、10月分まで支援を継続	対象月の売上50%以上減の中堅・中小事業者 法人20万円/月、個人10万円/月を上限に支援	月次支援金事務局 相談窓口※ 申請者専用：0120-211-240 IP電話等：03-6629-0479 ※一時支援金事務局 相談窓口も同様	雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置は、12月末まで(予定)	一定の要件を満たす場合休業手当等の最大10/10を助成(日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで(窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
酒類を提供する飲食店への休業要請、酒類の提供停止の要請の影響で売上が減少する酒類販売事業者への支援	酒類販売事業者支援 ※緊急事態宣言が解除された都道府県において時短営業等の要請が行われることに鑑み、10月分まで支援を継続	月次支援金の給付(売上50%以上減の場合、売上減少分を給付(上限：法人20万円/月、個人10万円/月)について、酒類販売事業者に対し、要件を緩和し、給付対象を売上30%以上減の事業者に加え(注)(7月～10月についてはさらに、2ヶ月連続、売上15%以上減でも給付対象とする場合あり) ・売上50%以上減の事業者：上限 法人40万円、個人20万円(注) ・売上30%以上減の事業者：上限 法人60万円、個人30万円(注) ・売上15%以上減の事業者：上限 法人80万円、個人40万円(注) (注) 異時給付(受給期間)は複数回にわたるため、各回別申請にご確認ください。	お近くの都道府県の窓口まで	在籍出向で雇用を維持したい/在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金 出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は9/10、大企業は3/4助成(日額最大12,000円(出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して日額最大11,000円を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う時短要請等に応じ大規模施設等を営業時間短縮等	時短要請等に応じた集客力の高い大規模施設等への協力金の支給	①時短要請等に応じた大規模施設(1,000㎡超自己が利用する休業面積1,000平米毎に20万円/日(直営部分) +テナント等向け協力金単価の1割相当額 ②上記施設のテナント等 各テナント等の休業面積100平米毎に2万円/日 (注) 都道府県独自の休業要請等も対象	お近くの都道府県の窓口まで	休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置は、12月末まで(予定)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター 0120-60-3999 (土日祝日含む9:00-21:00)
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LODlive2補助金 (4/7公募開始)	《キャンセル費用支援》 上限2,500万円(補助率10/10) (公演の開催に関係する固定費、全国77の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限3,000万円(補助率1/2) ※補助金交付までのつなぎ融資も実施	J-LODlive2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 0120-68-7322 (受付時間：土日祝日を除く10:00～17:00)	小学校休業等対応助成金・支援金 (2021/9/30再開) 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援 2021/8-10月休職分：2021/12/27申請期限 2021/11-12月休職分：2022/2/28申請期限	一定の要件を満たす場合休暇中の賃金相当額を10/10を助成(日額最大15,000円) 委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合1日当たり最大7,500円(定額)を助成	コールセンター 0120-60-3999 (土日祝日含む9:00-21:00)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
【文化芸術・スポーツ】緊急事態宣言等で公演・展示会・スポーツイベント等が中止	ARTS for the future!(文化芸術等) (9/6二次募集開始) スポーツイベント開催等支援事業	<ARTS for the future!> 文化芸術活動の持続強化の取組に係る経費、公演等のキャンセル料(関係の固定費を含む)を最大2,500万円補助等 <全国規模のスポーツイベント等開催等支援> 緊急事態宣言に伴うスポーツイベントキャンセル費用最大2,500万円補助等	ARTS for the future!事務局 映像産業振興機構(VIPO) TEL：0120-510-335 スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当) TEL：03-6734-3943	コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金 介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	3か月の試用雇用期間中一人当たり月額4万円助成(短時間労働は月額2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限：当面2021年末まで	3年間実質無利子 最長5年間元本据置 公庫(国民) 最大6千円 公庫(中小)・商工中金 最大3億円 直近2週間で売上減少要件を判断可能	日本公庫 → 0120-154-505 (受付時間 平日のみ9:00～17:00) 商工中金 → 0120-542-711 (受付時間 平日9:00～17:00・土曜9:00～15:00)	収入減で生活が難しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間：2021/11/30	貸付最大200万円(二人以上世帯)最大155万円(単身世帯) なお、令和3年4月以降新規申請の方は、最大140万円(二人以上世帯)最大110万円(単身世帯) 返済開始時期を来年3月末に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 第3回公募：7月30日公募開始、9月21日締切 第4回公募：10月公募開始予定	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限1億円までを最大2/3(中堅は1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で本年1～8月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助率を3/4(中堅は2/3)に引上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話>03-4216-4080 (受付時間：日曜祝日を除く9:00～18:00)	収入減で生活が難しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間：2021/11/30	緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して、単身世帯6万円、二人世帯8万円、三人以上世帯10万円を3ヶ月間にわたり支給	コールセンター 0120-46-8030 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3/31公募開始 なお、申請は4月16日開始 ※1/8以降の事業が対象	小規模事業者に最大100万円まで3/4補助 さらに緊急事態宣言の影響で本年1～9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→最大50万円に引上げ	小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話：03-6731-9325 (受付時間：土日祝日を除く9:30～17:30)	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし(3か月間再支給の申請は2021/11/30まで)	原則3か月、最長9か月家賃相当額を支援 支給が終了した方へ3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (9:00-17:00土、日、祝日を除く)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 二次公募：8月30日採択者決定	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して1/2補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341	生活が難しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり一律5万円を支給	<ひとり親世帯> コールセンター 0120-400-903 <住民税非課税の子育て世帯> コールセンター 0120-811-166 (9:00～18:00 土、日、祝日を除く)
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 4/7公募開始 ※1/8以降の事業が対象	業務の効率化および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を最大450万円まで最大2/3補助 ※テレワーク用のクラウド対応したITツール導入(ウェブ、クラウド利用料等)を支援するクラウド対応型は最大150万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424 (受付時間：土日祝日を除く9:30～17:30)	安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額10万円、最長4年最短6か月のデジタル分野等の民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで
居住地と同一県内の旅行を支援/感染防止対策等を実施する宿泊事業者を支援	地域観光事業支援	居住地と同一県内の旅行について1人当たり5千円・商品代金の50%支援 前売り宿泊・旅行券の発行 ※地産地消を促進するクーポン等を実施すると2千円を追加支援 宿泊事業者による感染防止対策等への支援について1施設最大500万円 ※サーモグラフィ等の購入、ワークショップスペース設置等に活用可能	居住地と同一県内の旅行支援について【東日本担当】 観光庁観光地域振興課 TEL：03-5253-8328 【西日本担当】 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8972 宿泊事業者による感染防止対策等への支援について【東日本担当】 観光庁観光地域課 TEL：03-5253-8330 【西日本担当】 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8972	自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限4万円×12か月の住宅賃借資金の無利子貸付 1年就労継続なら一括償還免除	お住いの都道府県まで(指定都市にお住いの方は市役所まで)
				コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金(返済不要)と授業料減免	各大学等の窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)

👉オンライン申請の詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック

事業を守る

生活を守る